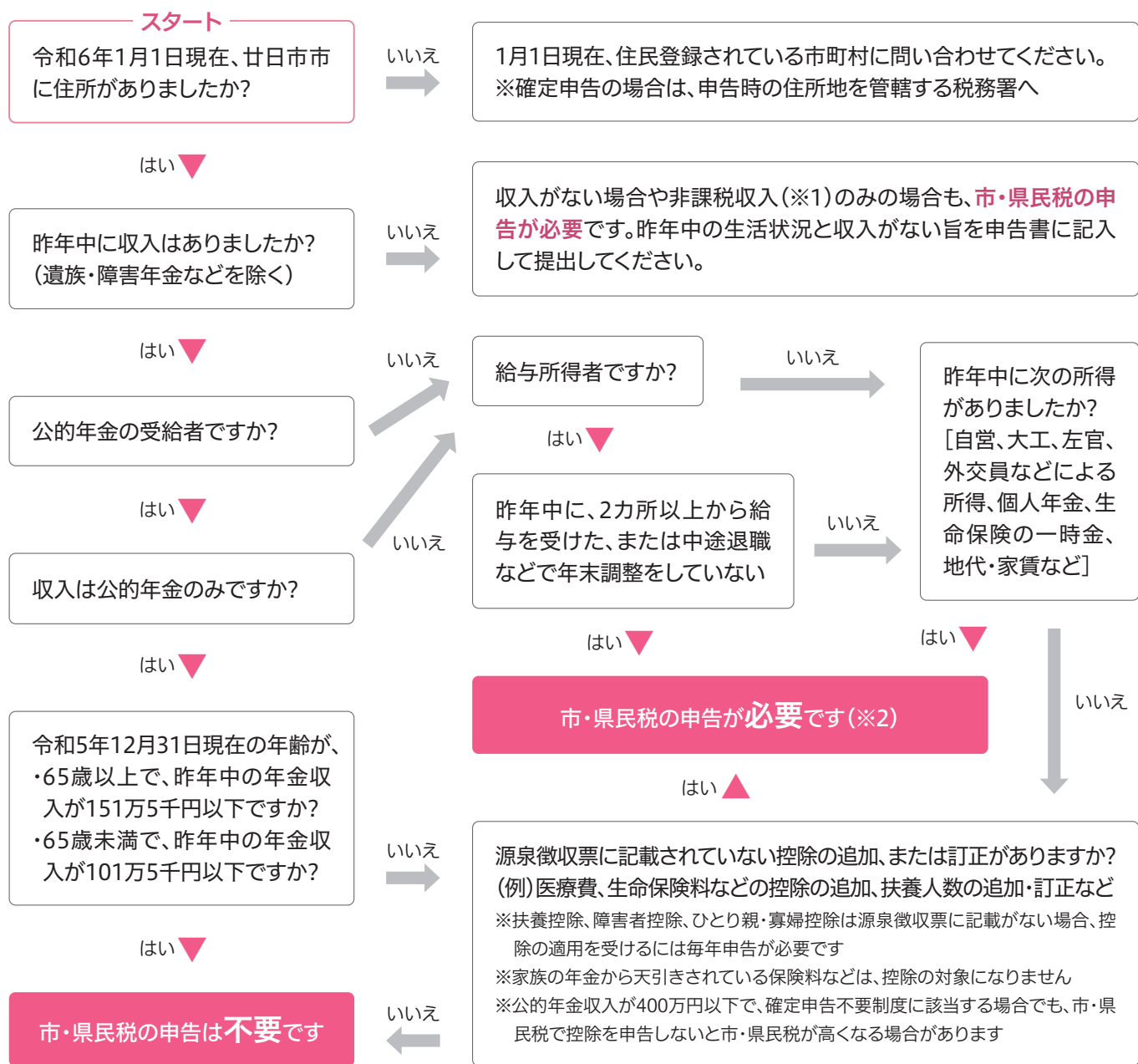


3 市・県民税の申告が必要かどうか迷ったときは… ①



※1 遺族・障害年金などは非課税収入です ※2 所得税の確定申告を行う人は市・県民税の申告は不要です

所得税の確定申告が必要な人

- ・所得税を納付する人（公的年金収入のみで支払総額400万円以下の人を除く）、所得税の還付を受ける人
- ・給与所得者で年末調整された給与以外の所得（年末調整されていない給与収入、営業、報酬、地代、家賃、生命保険の一時金などの所得）の合計が20万円を超える人
- ・公的年金などの収入金額が400万円以下の年金所得者で、公的年金に関する雑所得以外の所得（給与、営業、報酬、地代、家賃、生命保険の一時金などの所得）の合計が20万円を超える人
- ・営業などの収入がある人、青色申告をしている人、土地・建物・株式などの譲渡所得がある人

所得税の確定申告をする人で次のいずれかに該当する場合は税務署の会場で申告してください

- ・青色申告をする人、または農業所得、営業所得、不動産所得がある人
- ・土地の譲渡所得や株式譲渡所得などの分離課税所得の申告をする人
- ・住宅ローン控除1年目の人

税の申告

問い合わせ
課税課 ☎9113



1 令和6年度市・県民税の申告は3月15日(金)までに ㊟

市・県民税の申告書は必要書類を添付して、できるだけ郵送で提出してください。

市・県民税の申告会場 ※土・日曜日、祝日を除く

会場	相談日	時間
本庁会場	市・県民税の申告 2月1日(木)～3月15日(金) 確定申告の相談受け付け 2月16日(金)～3月15日(金)	8:30～17:00 ※12:00～13:00を除く
佐伯支所会場	2月16日(金)～3月15日(金)(水曜日を除く)	
大野支所会場	2月16日(金)～3月15日(金)(木曜日を除く)	
吉和支所会場	予約制 ☎2113 予約開始 2月2日(金)8:30～	8:30～16:00 ※12:00～13:00を除く
宮島支所会場	予約制 ☎2001 予約開始 2月5日(月)8:30～	

※本庁会場では、2月15日(木)までは、市・県民税の申告のみの受け付けですのでご注意ください(確定申告の相談受け付けは2月16日(金)～)
※佐伯支所は駐車場工事により駐車できる台数が少ないため、乗り合わせや公共交通機関を利用するなど、協力をお願いします

申告に必要なもの

- ①所得金額を証明する書類、収入金額が分かる書類（源泉徴収票、収支内訳書など）
- ②社会保険料の領収書、生命保険料・個人年金保険料・地震保険料・長期損害保険料の控除証明書など
- ③医療費控除および医療費控除の特例（セルフメディケーション）を受ける人は、医療費の明細書や医療保険者が発行する医療費通知（必ず病院ごと、個人ごとにまとめて、集計しておいてください）
※領収書の添付は不要ですが、5年間は保管してください
- ④申告者および扶養親族のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード、通知カードなど）

2 廿日市税務署からのお知らせ ㊟

確定申告の申告会場

廿日市税務署 2月16日(金)～3月15日(金)
NTTクレドホール ※土・日曜日、祝日を除く

廿日市税務署での2月15日(木)以前の相談は当日配布分の入場整理券による申告相談を受け付けています。申告会場への入場には、入場整理券が必要です。

○LINEで「国税庁」を友だち登録すると、相談したい日と時間帯を事前に予約できます

※LINEによる予約のほか申告会場でも入場整理券を配付していますが、配付状況によっては後日の来場をお願いする場合があります

○申告会場では、自身のスマホを利用した申告を推奨しています

スマホを持っている人は必ずスマホを持参してください。



確定申告は、便利なスマホからがおすすめです。
詳しくは、国税庁ホームページの 令和5年分確定申告特集 Q を確認してください。